

野生動物への対応

表1【野生動物】国から検体搬送の指示があった場合の連絡体系

情報は原則非公表

円滑かつ的確な防疫作業を行う上で、特段の必要がある場合は、国と協議の上、病性の判定前に公表する。
 その場合の連絡体系は、「表2【野生いのしし】国での検査で陽性を確認した場合の連絡体系」に同じ。

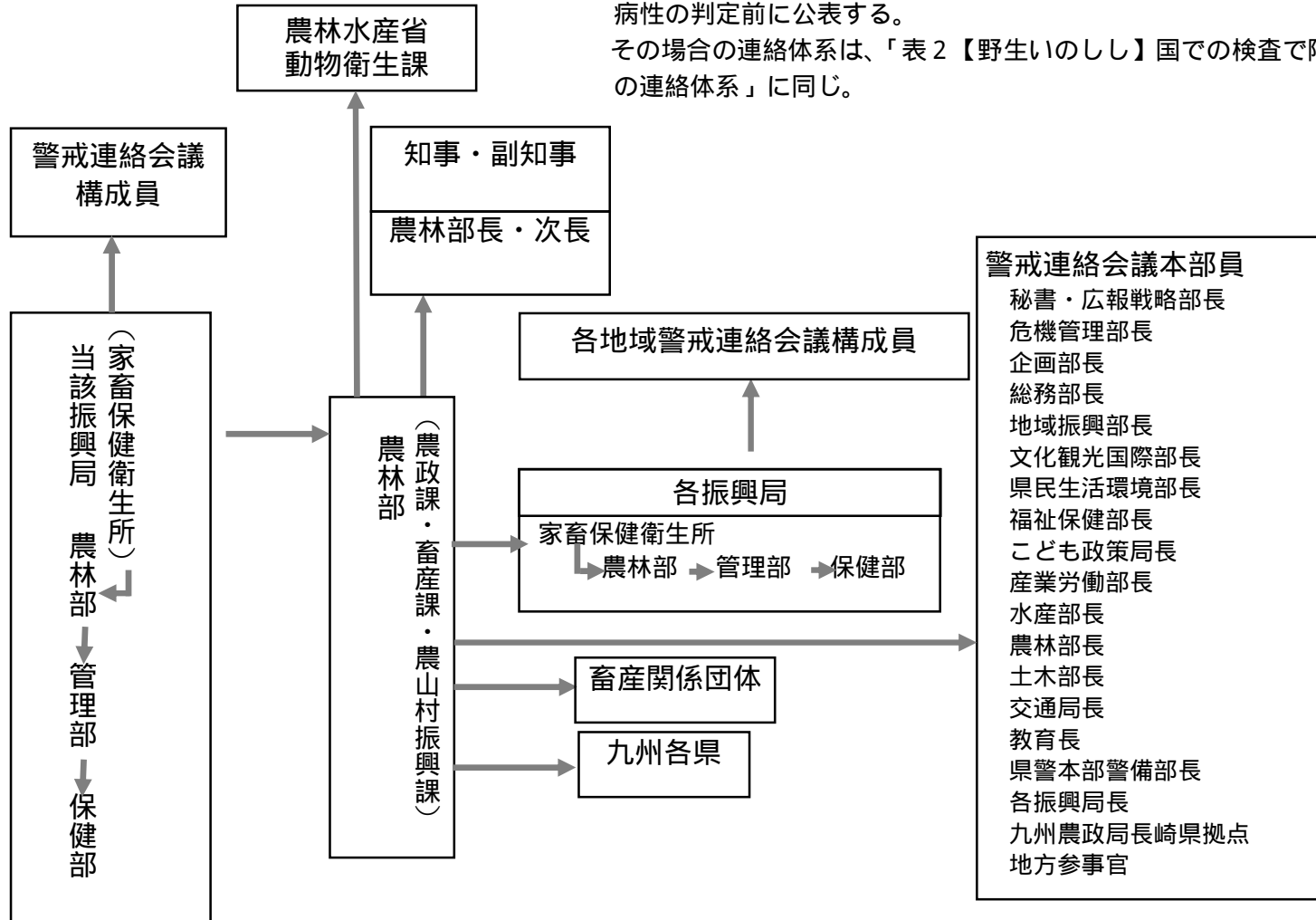
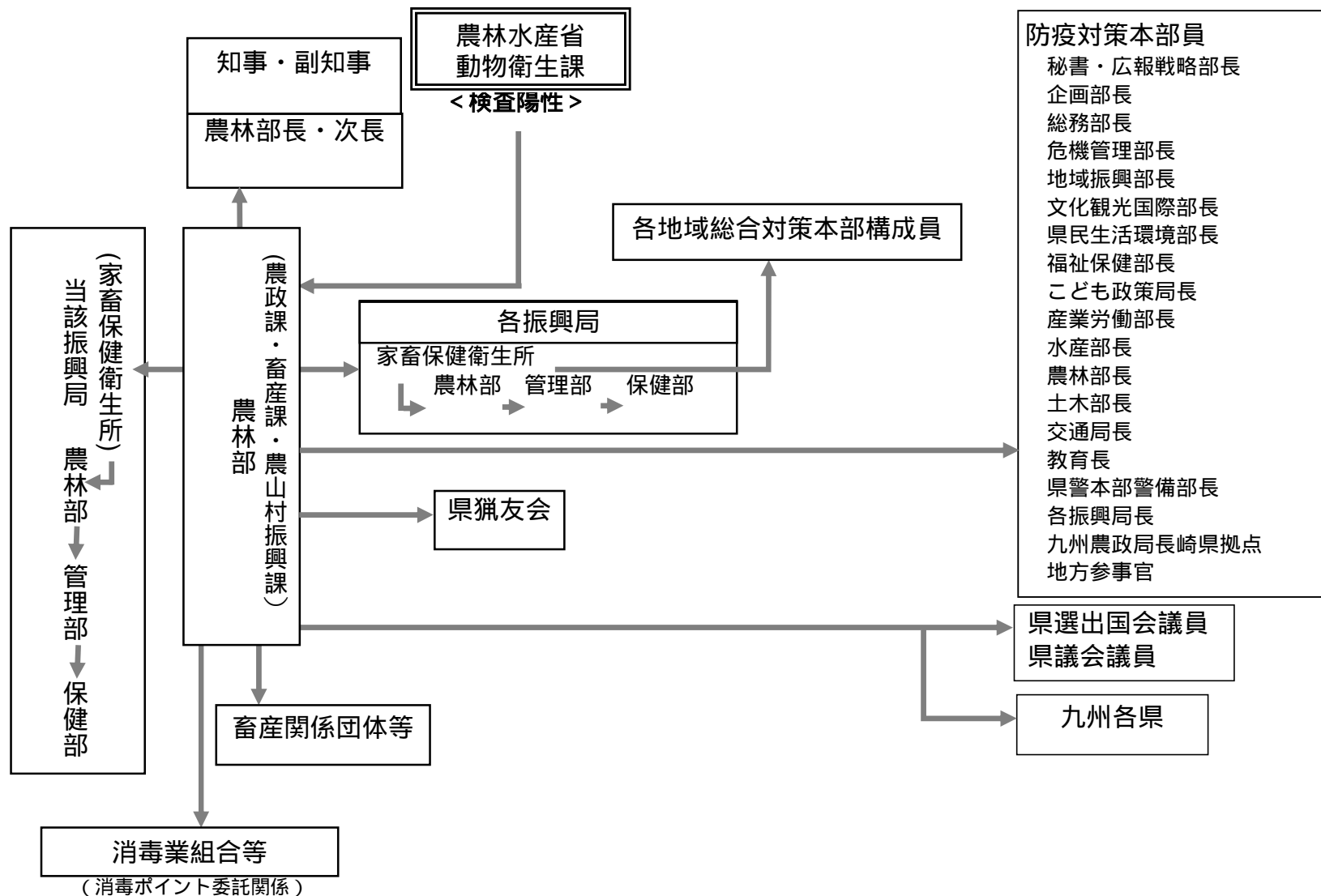


表2【野生動物】国での検査で陽性を確認した場合の連絡体系

公表は農林水産省動物衛生課と協議後、農林水産省と同時に行う



口蹄疫

1 対策本部の設置

- (1) 県は、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物の状況及び野生動物の感染確認検査等により、動物衛生課から検体搬送の指示を受けた段階で、長崎県FMD警戒連絡会議を開催し、病性確定に備え関係者と情報の共有と防疫措置内容を確認する。
- (2) 病性が確定した場合は、長崎県FMD防疫対策本部を設置し、飼養家畜等での発生を防止するため、国・市町・関係団体と連携を密にし、各種防疫措置を実施する。

2 感染の疑いが生じた場合の対応等

当該家畜保健衛生所は、市町の協力を得て、当該野生動物（3において感染疑い野生動物という）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として3の準備を進める。

3 陽性判定時に備えた準備

家畜保健衛生所及び畜産課は、必要な検体の動物衛生研究部門への送付を行った場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 感染疑い野生動物を確認した地点を中心とした半径10kmの区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認
- (2) 感染疑い野生動物を確認した地点の周辺農場で発生した場合に備え、家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- (3) 周辺農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認
- (4) 必要に応じ、消毒ポイントの設置場所の設定
- (5) 感染疑い野生動物が確認された地点の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体等への連絡
- (6) 感染疑い野生動物を確認した地点を中心とした半径10km以内の区域の農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導
- (7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

4 病性の判定

農林水産省は、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合は、動物衛生研究部門で行う抗原検査及び血清抗体検査の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生動物が確認された地点周辺の地域において、既に口蹄疫ウイルスに感染した野生動物が確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに臨床検査により判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から畜産課へ通知される。

5 報道機関への公表等

- (1) 野生動物においてFMDが陽性であると判定されたときは、県は農林水産省とその内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。
ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び県が同時に行う。

- (3)(1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
- (4)報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
プライバシーの保護に十分配慮すること。
野生動物の確認地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

6 通行の制限又は遮断

- (1)県または市町は、野生動物において口蹄疫が陽性であるとする旨の連絡を受けた後、当該野生動物が確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、又は の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。
当該地点を中心とした半径3km以内の区域の家畜を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づき、72時間を超えない期間
と同じ区域において家畜を飼養する農場は無いが、病原体の拡散防止のために（1）の措置を講じる場合：法第25条の2第3項に基づき、病原体の浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間
- (3)通行の制限又は遮断の手續、掲示の方法等については、事前に関係市町の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

7 移動制限区域の設定

- (1)移動制限区域の設定
畜産課は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、移動制限区域として設定する。ただし、病性の判定前であっても、口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- (2)移動制限区域の設定方法
移動制限区域の外縁の境界は、市町等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
移動制限区域が複数の県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
ア 移動制限区域内の家畜の所有者、市町及び関係機関への通知
イ 報道機関への公表等を通じた広報
ウ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

8 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家畜
- (2) 口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径 1 km 以内の区域にある農場（動物衛生研究部門の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性判定により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生動物の発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 家畜の死体
- (4) 家畜の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

9 移動制限の対象外

FMD防疫指針第21の8を参照し調整する。

10 家畜の所有者への連絡

家畜保健衛生所は、移動制限区域が設定された場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び立入検査の予定について、電話、FAX、電子メール等により連絡する。

1.1 移動制限区域内の農場への指導

家畜保健衛生所は、移動制限区域が設定された場合は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の特定症状の有無、死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

1.2 移動制限区域の変更

(1) 移動制限区域の拡大

畜産課は、野生動物における感染の確認状況等から、移動制限区域外の家畜での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

(2) 移動制限区域の縮小

畜産課は、野生動物における感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 3 km まで縮小することができる。

1.3 移動制限区域の解除

畜産課は、野生動物における感染状況等から、家畜への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の解除又は制限措置の一部を解除する。

1.4 家畜集合施設の開催等の制限等

FMD防疫指針第22を参照し調整する。

1.5 消毒ポイントの設置

野生いのししにおけるCSF又はASFの病性判定後、必要に応じて、速やかにウイルス拡散防止のため消毒ポイントを設置する。具体的な設置場所は陽性確認地点の周辺の山道出入口、近隣農場の周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。

1.6 ウイルスの浸潤状況の確認等

畜産課は、野生動物においてFMDが陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講じるよう家畜保健衛生所へ指示を行う。

なお、これらの措置は、必要に応じて病性の判定前に行うことができる。

(1) 野生動物における検査等

家畜保健衛生所は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。

農山村振興課は、猟友会、市町に対し、死亡した野生動物を発見又は野生動物を捕獲した場合は、家畜保健衛生所に連絡するとともにこれら野生動物からの検体の採材に協力するよう要請する。なお、感染の拡大状況等によっては、牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家の意見を踏まえ、対象区域の拡大に加え、実施期間の「少なくとも21日間」については、当面継続とする。

また、当該区域に外接する地域においては、感受性動物の個体数の削減を図るため、農山村振興課は、猟友会、市町に対し、野生動物の捕獲を進めるよう協力を要請する。その際、可能な限り防護柵等により囲い込みを行う。

(2) 家畜における検査

畜産課は動物衛生課と協議の上、家畜保健衛生所に対し、移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養するものに限る。)に対する立入検査の指示を行い、家畜保健衛生所は特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

1.7 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

家畜保健衛生所は、市町の協力を得て、1.6の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、市町は、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

1.8 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

(1) 家畜保健衛生所は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果、これまでの飼養衛生管理に係る指導等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認する。

(2) 家畜保健衛生所及び畜産課は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守しておらず、直ちに改善しなければ、FMDがまん延する可能性が高いと認められる場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

(3) 家畜保健衛生所及び畜産課は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。